

学校伝染病(第2種・3種・その他)の診断書及び証明書

園 名 名東ピッコロ保育園

組 名

氏 名

1 上記の者について、下記の病気を診断しました。

2 上記の者について、下記の病気により 月 日(日間)まで
出席を停止したことを認めます。

○をつけてください。

第2種	1	インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後3日を経過するまで
	2	百日咳	特有の咳が消失するまで 又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	3	麻疹	解熱した後3日を経過するまで
	4	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	5	風疹	発疹が消失するまで
	6	水痘	すべての発疹が痂皮化するまで
	7	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	8	結核	症状により学校医、その他の医師において伝染の恐れがないと認めるまで
第3種	9	腸管出血性大腸菌感染症	症状により学校医、その他の医師において伝染の恐れがないと認めるまで
	10	流行性角結膜炎	同上
	11	急性出血性結膜炎	同上
	下記は条件によって出席停止の措置が必要と考えられるもの		
	12	溶連菌感染症	抗生剤治療開始後24時間を経て全身症状がよくなるまで
	13	手足口病	発熱、口内疹などの急性症状が消退して、全身状態の安定するまで
	14	伝染性紅斑	発疹のみで全身状態が良ければ登園可能
15	その他の伝染病 ()	症状が改善し、全身状態が良くなるまで	

〔注〕

- 「その他の伝染病」とは、ウイルス肝炎・マイコプラズマ感染症・流行性嘔吐下痢症(ノロウイルス・ロタウイルスなど)・ヘルパンギーナをいいます。
- <通常出席停止の措置は必要ないと考えられる伝染病>
アタマジラミ・水いぼ(伝染性軟疣(属)腫)・伝染性膿痂疹

平成 年 月 日

医師

印

保護者の皆さまへ

- * 本証明書は、治癒後医療機関で証明してもらい、初登園するときに提出してください。
- * 伝染性膿痂疹(とびひ)の場合は、症状によっては欠席をお願いする場合があります。

名東ピッコロ保育園